

# 住まいの防犯対策用品の購入を補助します

犯罪被害を未然に防ぐため、桐生市では防犯対策用品の購入費用を補助します。

## 対象者 次の2点に当てはまる人

- ・ 桐生市内に住民票の住所があり、居住している
- ・ 市税等を滞納していない



## 補助対象の防犯対策用品

次の11点のうち、市内のお店で購入した新品のもので、市内の住居に設置するもの。インターネットサイト等で購入したもの、店舗に設置するものは、対象外です。

- ① 家庭用防犯カメラ(インターホンを含む。令和6年11月1日(金)以降に購入したもの)
- ② 防犯性の高い鍵③補助錠④防犯ガラス⑤防犯フィルム⑥面格子⑦ドアチェーン
- ⑧ ドア用ガードロック⑨人感センサーライト⑩防犯アラーム(ドア等に固定するもの)
- ⑪防犯砂利 (②～⑪は令和7年4月1日(火)以降に購入したもの)

## 補助額 ①消費税を除いた購入費用の1/2(上限10,000円)

②～⑪の合計の消費税を除いた購入費用の1/2(上限10,000円)

①と②～⑪の併用可能・100円未満切り捨て

防犯対策用品の設置費用、付属品の購入費用も含めます。

**1世帯1回限り**

ただし、令和6年10月31日(木)までに家庭用防犯カメラを購入し補助を受けた場合でも、別の機器を購入した場合は、再度対象となります。

**令和7年12月26日(金)締め切りです。**

☆ 申請方法は、裏面をご覧ください ☆

## 申請方法

令和7年5月7日(水)以降に桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ  
電話し、予約をしてください。

## 申請から補助金振り込みまで

(1) 桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ電話し、予約する。

0277-32-3280 (直通)

(2) 市内のお店で対象となる防犯対策用品を購入し、次の2点をもらう。

- ① 領収書 (商品名・購入金額・購入日・販売店名が書かれているもの)
- ② 家庭用防犯カメラについては、機能がわかるパンフレットまたは説明書

(3) 補助金交付申請書・請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に

桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ提出してください。

別世帯の人が補助金交付申請書・請求書を提出する場合は、委任状が必要になります。

①領収書 (原本) ②申請者名義の通帳

③家庭用防犯カメラについては、機能がわかるパンフレットまたは説明書  
(コピー可)

※補助金交付申請書・請求書と上記書類は、新里支所または黒保根支所の  
市民生活課 庶務・税務係でも提出できます。

※補助金交付決定後、補助金が振り込まれます。

お問い合わせ先・申請書提出先  
桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当  
0277-32-3280 (直通)